6　第三条第七号に掲げる者を対象とする貸付け等については、前条第九項に規定する特定資金の貸付け等であって、損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施が困難である場合に限り行うものとし、かつ、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

一　深刻な経済危機等に際して指定金融機関が短期社債の取得のリスク補完を通常の手段で行うことが困難である場合等であって、原則として三十億円以上の短期社債の取得であること。

二　短期社債の取得に付与した損害担保取引に係る補塡の額の残高が、指定金融機関ごとに、損害担保取引を付与した時点における危機対応業務により取得した短期社債の残高の概ね三割以内であること。

7　第三条第八号に掲げる者を対象とする出資については、東日本大震災の影響により、経営状況が急激に悪化しており、認定計画の実施に必要な資金調達のためには出資が不可欠と判断される事業者であって、当該事業者の事業の継続が困難となった場合に国民経済の成長及び発展に重大な影響を及ぼすと判断され、かつ、中期的に改善が見込まれるものの指定金融機関が損害担保取引なしでは出資の実施ができない状況にあるものに限るものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第六条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給（法第十一条第三項に規定する利子補給金の支給をいう。以下同じ。）は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給の支給の対象は、平成二十四年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、次に掲げるものとする。

一　第三条第一号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの及び東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する旨の証明を有するものを対象とする特定資金の貸付け

二　第三条第一号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者又は前号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

三　第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け

四　第三条第三号に掲げる者のうち中堅企業及び大企業であって、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの及び東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する旨の証明を有するもの及び東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者又は第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする被災地域における事業活動のために必要な特定資金の貸付け（当該中堅企業及び当該大企業が属する企業集団の資金管理を行い当該中堅企業及び当該大企業に資金融通を行う中堅企業及び大企業を対象とする特定資金の貸付けを含むものとする。）

五　第三条第三号に掲げる者及び同条第四号に掲げる者（同条第一号又は第三号に掲げる者の生産する部品（当該部品を使用して生産された部品を含む。）を使用して製品を生産しようとする者に限る。）のうち、中堅企業及び大企業であって、下請企業等関連産業が幅広い国内企業、又は下請企業等関連産業が幅広い国内企業の事業の継続に不可欠な企業を対象とする特定資金の貸付け

3　利子補給金の利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

一　前項第一号に掲げる者を対象とする場合は、三億円を限度に年〇・五パーセントとする（ただし、令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合以外の場合にあっては、公庫、沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一億円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年一・四パーセントとする。）。

二　前項第二号に掲げる者を対象とする場合は、公庫、沖縄公庫及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり三千万円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする（ただし、令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）。

三　前項第二号に掲げる者（ただし、最近三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者、又は最近一ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二ヵ月を含む三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。）を対象とする場合は、年〇・三パーセントとする。

四　前項第二号に掲げる者（ただし、雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、三億円を限度に、年〇・二パーセントとする。

五　前三号は、同時に適用することができるものとする。

六　前項第三号に掲げる者（ただし、最近三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者又は最近一ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二ヵ月を含む三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。）を対象とする場合は、年〇・三パーセントとする。

七　前項第三号に掲げる者（ただし、雇用の維持又は拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、年〇・二パーセントとする。

八　前二号は、同時に適用することができるものとする。

九　前項第四号に掲げる者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

十　前項第五号に掲げる者（ただし、最近三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者又は最近一ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二ヵ月を含む三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。）を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・三パーセントとする。

十一　前項第五号に掲げる者（ただし、雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・二パーセントとする。

十二　前二号は、同時に適用することができるものとし、第九号及び第十号又は第九号及び前号は、同時に適用することができないものとする。